

地方独立行政法人堺市立病院機構

契約規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 8 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 38 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第 2 条 この規程の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

第 2 章 一般競争入札

(一般競争入札に参加する者の資格)

第 3 条 理事長は、一般競争入札に、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争入札の方式)

第 4 条 一般競争入札は、次に掲げる方式によって行う。

- (1) 封印入札方式 入札者が、他の入札者の入札価格を知ることができない状態とし、一度だけ入札価格を提示させる方式
- (2) 競り下げ方式 入札者が、定められた時間の範囲内に、最低の入札価格を確認し、何度でもより安い価格を提示させる方式

2 前項に規定する一般競争入札の方式は、当該契約の性質又は目的を勘案し、理事長が選択する。

(一般競争入札の公告)

第 5 条 一般競争入札の公告は、入札執行の日前 10 日（特別な理由があるときは 5 日）までに次の各号に掲げる事項を、地方独立行政法人堺市立病院機構定款第 6 条に規定す

る方法により行う。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札に必要な書類を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) その他理事長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事に係る公告は、建設業法施行令第6条（昭和31年政令第273号）に規定する見積期間をおかなければならない。

（入札保証金の納付）

第6条 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を納付させるものとする。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が落札者となった場合において、契約を締結しないおそれがあると理事長が認めるとき
- (2) 前号に定めるもののほか、入札保証金を納付させる必要があると理事長が認めるとき

2 納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の3以上とする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、別に入札保証金の額を定めることができる。

（入札保証金の還付）

第7条 入札保証金は、開札が終わったとき、又は入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

2 落札者が納付した入札保証金は、第1項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（入札の中止等）

第8条 理事長において、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

（一般競争入札における予定価格）

第9条 理事長は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定しなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して定めるものとする。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第10条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所におい

て、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。ただし、郵便による入札又は電子入札システムを用いる入札を行う場合はこの限りではない。

- 2 前項本文の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書（電子入札システムに入力した入札金額その他情報を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、競り下げ方式による場合は、最低入札価格より安い価格への書換えをすることができる。
- 4 理事長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第14条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、再度の入札をすることができる。

（落札者の決定方法）

第11条 理事長は、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（同価のときの落札者の決定方法）

- 第12条 理事長は、落札者となるべき同価の申込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者による再度の入札をして落札者を定めなければならない。ただし、再度の入札がしがたい場合は、くじにより落札者を定めることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、当該申込者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代って契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（調査基準価格を設けた時の落札者の決定方法）

第13条 理事長は、工事又は工事に関連する委託業務等（以下「工事等」という。）について必要と認めるときは、入札を行った者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査する場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 理事長は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者の入札価格が調査基準価格以上の場合はその者を落札者とするものとし、調査基準価格を下回る場合は当該入札価格の内訳等を調査した上で、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて決定を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと決定したときはその者を落札者とするものとし、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると決定したときは、第11条の規定にかかわらず、その者を落札者とししないものとする。

（最低制限価格を設けたときの落札者の決定方法）

第14条 理事長は、工事等（前条の調査の対象となる工事等を除く。）の契約を締結し

ようとする場合において、必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設け、第11条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(総合評価制度による落札者の決定方法)

第15条 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から第11条の規定により難しいものであるときは、第11条の規定にかかわらず、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 理事長は、前項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

3 理事長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

4 理事長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告しなければならない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき
- (3) 入札書に記名押印がないとき
- (4) 入札金額を訂正したとき
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき
- (7) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
- (8) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき
- (9) 入札者の資格のない者が入札したとき
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (11) 第14条の規定により最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札したとき

(12) その他、入札に関する条件に違反したとき
(落札者の通知)

第17条 理事長は、落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札 (指名競争入札)

第18条 会計規程第38条第1項の規定により指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さないものをするとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第19条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第5条第3項に規定する入札参加資格を有すると市長が認めた者(堺市物品調達・委託業務等入札参加資格者名簿又は堺市入札参加有資格者一覧に掲載されている者。)から指名しなければならない。

2 理事長は、第5条第1項各号に掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。

3 理事長は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合は、前項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。
(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 第3条から第17条まで(第5条第1項を除く。)の規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。

第4章 随意契約及びせり売り (随意契約)

第21条 会計規程第38条第1項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき
- ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。) 5,000,000円

イ 財産の買入れ	3,200,000円
ウ 物件の借入れ	1,600,000円
エ 財産の売払い	1,000,000円
オ 物件の貸付け	600,000円
カ アからオに掲げるもの以外のもの	2,000,000円

(2) 緊急の必要により競争入札（会計規程第38条第1項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）に付することができないとき

(3) 特殊の性質を有するとき、特別の目的があることにより相手方が特定されるとき、又は特殊の技術を必要とするとき

(4) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

(6) 落札者が契約を締結しないとき

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(8) 第1号の規定にかかわらず、経済的、効率的又は効果的な運営業務に資するものとして特に理事長が認めるとき

2 前項第6号の規定により随意契約を締結しようとする場合は、落札者の申込み金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた条件を変更することができない。

3 第9条の規定は、随意契約の場合に準用する。

4 前項の規定にかかわらず、理事長は、随意契約によろうとするときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

（見積書の徴取及び省略）

第22条 理事長は、随意契約によろうとする場合は、2人以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、1人のみの見積書の徴取で足りるものとする。

(1) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき

(2) 災害の発生等により、緊急を要するとき

(3) 予定価格が300,000円未満の契約を締結するとき

(4) 前各号に定めるもののほか、理事長が2人以上の者から見積書を徴する必要があると認めるとき

2 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき

(2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき

-
- (3) 不動産の売買又は賃借をするとき
 - (4) 公共料金やNHK受信料など、慣習上見積書を徴する必要のないものとして理事長が認めたとき
 - (5) 迅速に契約しなければ法人の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき
 - (6) 小口現金による消耗品の購入など契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき
 - (7) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき
- (せり売り)

第23条 会計規程第38条第1項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

- 2 第3条、第5条第1項、第6条から第9条まで、第16条及び第17条の規定は、せり売りの場合に準用する。

第5章 契約の締結と履行

(契約締結の手続)

第24条 落札者又は契約の相手方として決定した者（以下「落札者等」という。）は、理事長が指定する期限までに見積書及びその他理事長が定める書類を提出しなければならない。この場合において、契約保証金又は契約保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は契約保証人を立てなければならない。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、契約の内容について落札者等と協議又は交渉を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項の規定による契約手続を怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定を取り消すことができる。

(契約書の記載事項)

第25条 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により適さない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 権利義務の譲渡等の禁止
- (9) その他理事長が契約書を作成する必要があると認めるとき

(契約書又は請書の省略)

第26条 次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書をもってこれ

に代えることができる。

- (1) 契約金額が第21条第1項第1号の契約の種類に応じて定めた金額以下の契約をするとき
- (2) せり売りをするとき
- (3) 有価証券を売買するとき
- (4) 国又は地方公共団体その他公共団体等と契約をするとき
- (5) その他、理事長が契約書を省略しても支障がないと認めるとき

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約を締結する場合においては、契約書及び請書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

- (1) 契約金額が500,000円未満の契約を締結するとき。
- (2) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき
- (3) 法令等により価格が定められているとき
- (4) 災害の発生等により、緊急を要するとき
- (5) 単価が既に契約で定められている場合の個々の発注に係る契約
- (6) その他理事長が契約書及び請書を作成する必要がないと認めるとき

(契約保証金の納付)

第27条 落札者等に納付させる契約保証金の額は、契約金額（電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約、物品を借り入れる契約、又は継続的に役務の提供を受ける契約で契約期間が1年を超える契約（以下「長期継続契約」という。）にあっては、契約期間の初日から起算して1年間分に相当する額）の100分の10以上の額とする。ただし、理事長において必要があると認めるときは、別に契約保証金の額を定めることができる。

(契約保証金の免除)

第28条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約金額が、10,000,000円未満の契約をするとき
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき
- (3) 物件の売却において、落札者等が代金を即納してその物件を引き取るとき
- (4) 落札者等が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき
- (5) 落札者等から受託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- (6) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき
- (7) 落札者等が、過去2年間に国又は地方公共団体、その他法人税法（昭和40年法

律第34号)に規定する公共法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

(契約保証金の充当)

第29条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 理事長は、前項の規定による充当により契約保証金に不足を生じたときは、これを追納させるものとする。

(契約保証金の還付等)

第30条 契約保証金は、法人と契約した者（以下「契約者」という。）がその債務を履行し、第40条で規定する検査に合格した後、これを還付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日以後にこれを還付することができる。

(1) 物品の借入に係る契約にあつては、当該物品のすべての納品を受けたとき当該納品を受けた日

(2) 長期継続契約にあつては、契約期間の初日から起算して1年間経過したとき（当該契約者に履行遅滞その他義務の不履行が無い場合に限る。）当該1年間を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、契約不適合に関する保証金として契約保証金の全部又は一部を留保する必要があるときは、これを還付しないことができる。

(契約保証人)

第31条 理事長は、契約の締結に関して、契約保証人を立てさせることができる。

2 前項の契約保証人は、契約の相手方と同等以上の履行能力を有する者で、かつ、理事長に契約保証人として承認を申請し、その承認を得た者でなければならない。

(契約保証人に対する履行請求)

第32条 理事長は、前条第1項の規定により契約保証人を立てさせた場合において、契約者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該契約保証人に対し、その履行を請求するものとする。

(1) 履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき

(2) 前号に定めるもののほか、契約の目的を達成する見込みがないとき

(権利の譲渡等の制限)

第33条 契約者は、契約から生ずる権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。ただし、あらかじめ理事長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(目的物の引渡し)

第34条 契約の目的物は、第40条の検査に合格した後、引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の

定めがあるときは、この限りでない。

(工事請負契約等に係る前払)

第35条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）及び政令に基づき、工事請負契約及び工事関連委託契約（以下「工事請負契約等」という。）における前払の必要があるときは、契約金額が1件1,000,000円以上かつ契約者が保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合に限り、契約金額の10分の4以内の範囲内において、理事長が別に定める額を前払することができる。

(工事請負契約等に係る部分払)

第36条 理事長は、会計規程実施細則第22条の規定により部分払をすることができる契約のうち、工事請負契約等については、契約金額が5,000,000円以上かつ履行期間が120日以上のものに限り、出来高検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認をするための検査をいう。以下同じ。）に合格した部分について部分払をすることができる。

- 2 部分払の額は、工事請負契約等については、出来高検査に合格した部分に対する代価の10分の9を超えることができない。ただし、性質上可分の工事請負契約等に係る完済部分については、その代価の全額までを支払うことができる。

(延滞違約金)

第37条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ又は売払いの契約（不動産に係る売払いの契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときには、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の延滞違約金を徴収する。ただし、工事その他の請負で遅延部分を分けることができないものであるとき、又は売払いであるときは、契約代価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を延滞違約金とする。

- 2 理事長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約において特に違約金の額を定めることができる。

- 3 第1項に規定する延滞違約金の総額が100円未満のものについては、これを免除する。

- 4 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くものとする。

(契約不適合責任の特約)

第38条 理事長は、その指定する期間内においては、契約者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を引き渡した場合について、契約者に対し、その不適合を理由として、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

第6章 監督及び検査

(監督)

第39条 会計規程第44条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにしなければならない。

(検査)

第40条 会計規程第44条第1項の規定による検査について、理事長の指定する職員又は理事長から検査の委託を受けた者（以下「検査職員等」という。）は、請負契約その他の契約について、給付の完了を確認するために、必要に応じ立会人の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員等は、会計規程第実施細則第22条の規定により部分払をする場合においては、請負契約に係るものにあつてはその既済部分、物件の買入れ契約に係るものにあつてはその既納部分について検査を行わなければならない。

3 前各項の検査は、請負契約の場合は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、請負契約以外の契約の場合は、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について行わなければならない。

4 前各項の場合において必要があるときは、契約者を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、当該契約者の負担とする。

(検査調書)

第41条 検査職員等は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。

2 検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書により履行の確認をした後でなければ支払をすることができない。

(立会人)

第42条 理事長は、検査の公正な執行を確保するため、職員のなかから立会人を指名し、検査に立ち合わせることができる。

第7章 契約の解除

(契約の解除)

第43条 理事長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく債務を履行しないとき

-
- (2) 履行期間内までに債務の履行の見込みがないとき
 - (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
 - (4) 監督又は検査を妨害したとき
 - (5) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき
 - (6) 契約者として必要な資格が欠けたとき
 - (7) 契約事項に違反したとき
- (契約の解除に伴う措置)

第44条 前条の規定により契約を解除したときは、契約者の費用で既納部分の取除き又は搬入材料もしくは既納部分の引き取りをさせ、又は理事長において適当と認める金額を支払い、既納部分等を法人に帰属させるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第45条 この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(経過措置)

第46条 この規程の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、当初の条件を準用又は引き継ぐことができる。